

議案第 4 2 号

ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例制定について

ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する 条例

ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例（平成6年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「総合福祉センター」を「ひたちなか市総合福祉センター」に改める。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第4号中「業務」の次に「(第3条第1号に掲げる事業に関するものを除く。)」を加える。

第11条ただし書中「第3条第1号から第3号まで」を「第3条第1号及び第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

ひたちなか市総合福祉センター設置及び管理条例新旧対照表

旧	新	備考								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 総合福祉センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合福祉センター</td> <td style="text-align: center;">ひたちなか市西大島3丁目16番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター事業</u></p> <p>(2) 障害のある児童及び発達に課題のある児童並びにその保護者に対する相談、指導等の支援事業</p> <p>(3) 福祉団体及びボランティアの育成指導に関する事業</p> <p>(4) その他総合福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 総合福祉センターの利用の許可に関すること。</p> <p>(2) 総合福祉センターの使用料の徴収に関すること。</p> <p>(3) 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他総合福祉センターの管理及び運営に関する業務で、市長が必要と認めること。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 総合福祉センターの利用は、無料とする。ただし、別表に掲げる施設について<u>第3条第1号から第3号までに掲げる事業以外に許可利用者が利用するときは、同表の使用料を納付しなければならない。</u></p>	名称	位置	総合福祉センター	ひたちなか市西大島3丁目16番1号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 総合福祉センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ひたちなか市総合福祉センター</td> <td style="text-align: center;">ひたちなか市西大島3丁目16番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 障害のある児童及び発達に課題のある児童並びにその保護者に対する相談、指導等の支援事業</p> <p>(2) 福祉団体及びボランティアの育成指導に関する事業</p> <p>(3) その他総合福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 総合福祉センターの利用の許可に関すること。</p> <p>(2) 総合福祉センターの使用料の徴収に関すること。</p> <p>(3) 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他総合福祉センターの管理及び運営に関する業務<u>（第3条第1号に掲げる事業に関するものを除く。）</u>で、市長が必要と認めること。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 総合福祉センターの利用は、無料とする。ただし、別表に掲げる施設について<u>第3条第1号及び第2号に掲げる事業以外に許可利用者が利用するときは、同表の使用料を納付しなければならない。</u></p>	名称	位置	ひたちなか市総合福祉センター	ひたちなか市西大島3丁目16番1号	
名称	位置									
総合福祉センター	ひたちなか市西大島3丁目16番1号									
名称	位置									
ひたちなか市総合福祉センター	ひたちなか市西大島3丁目16番1号									